平成２８年（フ）第７３号
青森県弘前市大字松原東５丁目12番地２　シティハイム松原102号
債務者　大西　　舞
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８２号
青森県弘前市大字和泉１丁目15番地３
債務者　齋藤　友明
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２２３号
熊本市東区健軍１丁目28番23号　ウエノマンションⅢ704
債務者　髙橋　祐太
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３２号
熊本市中央区三郎１丁目７番10号
債務者　添島　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
大分県佐伯市鶴見大字吹浦1259番地
債務者　渡邉真由美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
大分県佐伯市池船町13番14号　グリーンハイツ204
債務者　大和　祐輔
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
栃木県栃木市片柳町２丁目21番９号　泉マンションＡ－５号、従前の住所栃木県栃木市薗部町１丁目４番８号　ベルフローラ106
債務者　佐久間純子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５７１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地41－109
債務者　加藤　秀雄
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０６９号
東京都国立市北２丁目27番の38三上コーポ102
債務者　野村美保子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７０号
東京都国立市北２丁目27番の38三上コーポ102
債務者　野村　昌孝
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０５号
静岡市葵区田町１丁目106番地の11
債務者　小杉香緒里
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２７号
静岡市駿河区高松１丁目１番３－403号
債務者　佐々木美津子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６号
静岡県袋井市浅名1268番地の２　エンゼルハイツ201号室、前住所静岡県磐田市富士見町１丁目28番地９
債務者　鈴木　米男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
静岡県袋井市国本778番地の７
債務者　牧原　卓也
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
静岡県浜松市南区楊子町66番地の６
債務者　山下　雅市
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４６６号
東京都府中市北山町４丁目１番地４－403
債務者　植岡　勇二
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部